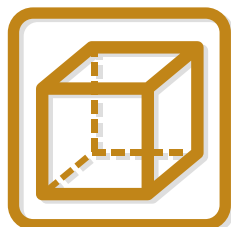


02 特例容積率適用区域制度



2000年の都市計画法・建築基準法の改正により、土地の高度利用を図るべき区域において、他の敷地で未利用となっている容積の活用を可能にする「特例容積率適用区域制度」を創設しました。

一例として、2002年6月、東京・大手町、丸の内、有楽町地区について、特例容積率適用区域が決定されています。これによって、東京駅の赤レンガ駅舎などの歴史的建造物の保存や文化的環境の維持向上が図られることとなり、さらに区域全体の土地の高度利用を促進することで、商業と文化の質の高い融合が可能となりました。

特例容積率適用区域制度の適用イメージ

